



Newsletter

2025 年 1 月号

テーマ

税制改正

- [2024 年税法改正案（国税および地方税）、国会の本会議を通過](#)

例規・判例

○ 裁判所

- [この事件福利厚生ポイントが旧所得税法上の勤労所得に該当するか否かが問題となった事件](#)

○ 国税庁

- [貸倒要件不備により損金不算入した場合において、以後、貸倒事由が発生する事業年度に税務調整で貸倒金の損金算入が可能か否か](#)
- [国内事業場のある外国法人の本店が内国法人に財を供給した場合、国内支店の計算書発行義務](#)

2025. 1. 21

Deloitte Anjin LLC
Japanese Services Group (JSG)

税制改正

2024 年税法改正案（国税および地方税）、国会の本会議を通過

国会は 2024 年 12 月 10 日（火）法人税法等の総 13 本の税法改正案（国税）を、2024 年 12 月 26 日（木）地方税法等の総 5 本の税法改正案（地方税）を各々議決しました。そのうち、企画財務部が 2024 年 9 月 2 日（月）国会に提出した税法改正案（国税）比の主な修正内容は次の通りです。

主要修正内容

■ 租税特例制限法

- 株主還元促進税制（*）の導入 ⇒ 削除
 - （*）株主還元を拡大した企業に対する法人税の税額控除、個人株主に対する配当所得分離課税
- 統合雇用税額控除の支援方式の改善 ⇒ 現行維持
 - 【現行】常時勤労者数の増加時、中小・中堅 3 年、大企業 2 年間控除するが、税額控除後、2 年以内に常時労働者数が減少する場合、減少人数分を追徴
- 電子申告税額控除の縮小 ⇒ 現行維持
 - 【現行】（税額控除額）総合所得税、譲渡所得税、法人税 1 件当たり 2 万ウォン／付加価値税 1 件当たり 1 万ウォン、（控除限度）税務代理人 300 万ウォン、税務法人 750 万ウォン
- 海外資源開発投資税額控除の適用範囲の拡大 ⇒ 現行維持
 - 【現行】外国子会社を通じた鉱業権等の海外資源開発投資の時、100%出資した子会社のみ許容

■ 付加価値税法

- クレジットカード等の使用による付加価値税税額控除の控除率（1.3%、'27 年以後 1%）の縮小 ⇒ 現行維持

■ 相続税および贈与税法（※政府案が否決されたことにより改正事項なし）

- 相続税および贈与税の最高税率の引下げおよび最低課税標準区間の拡大 ⇒ 現行維持
 - 【現行】（最高税率）課税標準 30 億ウォンの超過 50%、（最低課税標準区間）1 億ウォン
- バリューアップ・スケールアップ・機会発展特区の創業・移転企業に対する家業相続控除の拡大 ⇒ 現行維持
- 筆頭株主等の保有株式割増評価の廃止 ⇒ 現行維持

例規・判例

【裁判所】この事件福利厚生ポイントが旧所得税法上の勤労所得に該当するか否かが問題となった事件

(最高裁判所 2024.12.24.宣告 2024 ドウ 34122 判決、破棄差し戻し)

■ 争点

選択型福利厚生制度を実施するにおいて所属役職員に付与したこの事件福利厚生ポイントが旧所得税法第 20 条第 1 項の勤労所得に該当するか否か（積極）

■ 事案

原告は化学製品、医薬品およびその他の製品の製造業等を目的に設立された法人であり、所属役職員が各自に付与された福利厚生ポイントの限度内で事前に設計された様々な福利厚生項目のうち、個人が望む福利厚生項目および受益レベルを選択して受けるようにする制度（以下、「選択型福利厚生制度」）を実施するにおいて、毎年定期的に所属役職員に福利厚生ポイント（以下、「この事件福利厚生ポイント」）を付与してきた。2021 年 3 月 11 日、原告は「この事件福利厚生ポイントが所得税法上の課税対象となる勤労所得に該当しない」ことを前提に、この事件福利厚生ポイントの相当額を 2015 年の課税対象から除外し、勤労所得税を改めて計算して既に源泉徴収・納付した勤労所得税額との差額に対する還付を求める更正請求をしたが、被告がこれを拒否すると、被告を相手にその拒否処分を取り消しを求める審判請求を提起し、2021 年 10 月 18 日租税審判院はこれを棄却した。

判決要旨

この事件福利厚生ポイントは旧所得税法第 20 条第 1 項の勤労所得に該当すると見るのが妥当である。具体的な理由は次の通りである。

- 1) この事件福利厚生ポイントは原告が所属役職員に定期的に付与し使用するようにしたもので、直接的な勤労の対価ではなくても、少なくとも上記の役職員が原告に提供した勤労と一定の相関関係ないし経済的な合理性に基づく対価関係が認められる給与には該当する。
- 2) この事件福利厚生ポイントは健康管理、自己啓発等で使用用途が制限されており、一定期間内に使用しない場合、繰越されずに消滅して譲渡不可能ではあるが、定められた使用期間と用途内では福利厚生ポイントを使用して必要な財やサービスを自由に購入できるため、役職員が福利厚生ポイントを使用することで相当な経済的便益を得ていると見られる。
- 3) 選択型福利厚生制度の法的根拠となる勤労福祉基本法第 3 条第 1 項は勤労福祉の概念で「賃金勤労時間等の基本的な勤労条件」を除外しているが、これは勤労基準法の規律対象である賃金勤労時間等、「基本的な勤労条件」を勤労福祉基本法の規律対象から除外するという趣旨であり、基本的な勤労条件でない厚生等のその他の勤労条件まで、すべての勤労福祉の概念から除外するという趣旨ではない。勤労福祉基本法第 3 条第 1 項を根拠に勤労福祉と勤労条件を両立不可能な概念として見ることはできない。

それでも原審は判示と同じ理由だけでこの事件福利厚生ポイントが勤労所得に該当しないと判断した。このような原審の判断には所得税法上の勤労所得の範囲に関する法理を誤解して判決に影響を及ぼした誤りがある。これを指摘する被告のこの部分上告理由の主張は理由がある。

【国税庁】貸倒要件不備により損金不算入した場合において、以後、貸倒事由が発生する事業年度に税務調整で貸倒金の損金算入が可能か否か

(事前-2024-法規法人-0838、2024.11.21.)

■ 質疑

2016 事業年度に貸倒要件を満たさず損金不算入した国外特殊関係法人の売上債権に対し、2024 事業年度に債務法人の清算により分配される財産がないことが確認された場合、税務調整で貸倒金の損金算入が可能か否か

■ 事実関係

- 質疑法人は設立以後、血糖測定器およびコロナ等の様々な分子診断キット等を製造・販売する中小企業であり、2007 年アメリカ現地市場の開拓のためにアメリカ人とコラボレーションして海外現地法人を共同設立した
- 海外現地法人に対する経営をアメリカ法人側が担当する過程で、不振な売上実績と持続的な営業損失により莫大な欠損金が累積される等、現地法人の経営不良により質疑法人が回収しなければならない売掛金も 2010～2015 年の間に約***億ウォンに至った
- 取り立て可能な金員を一部返済された後、残余債権の回収のために海外現地法人の売上先および法人経営者を相手に物品代金回収訴訟を行い、これとは別に外部会計監査の時、未回収債権について回収可能性が低いと判断され、法人帳簿上の売掛金残高を貸倒計上し、同金額は「法人税法」上の貸倒金要件を満たしていないと判断して損金不算入（留保）として税務調整した
- 物品代金回収訴訟についてはコロナ禍等により裁判が長期間遅延したが、被告の無財産等の事由により終結しており、海外現地法人は換価可能な財産が全くないことから清算（解散）を申請し、2024 年清算が完了した

回答

内国法人が国外特殊関係法人（以下、「債務法人」）との取引により発生した売掛金に対し、2016 事業年度に企業会計基準に従って損金として計上したが、法人税法上の貸倒要件不備により損金不算入した場合であり、該当事業年度以後に債権回収のための諸般の手続きを行ったにもかかわらず、2024 事業年度に債務法人の清算が終結したことに伴い、該当売掛金を回収することができなくなった場合、該当事由が発生する事業年度（「2024 事業年度」）に税務調整で損金に算入できるものである。

【国税庁】国内事業場のある外国法人の本店が内国法人に財を供給した場合、国内支店の計算書発行義務

(事前-2024-法規法人-0638、2024.11.28.)

■ 質疑

維持補修サービスに必要な初期予備品に関して国内顧客と予備品供給契約を締結し、直接予備品を供給する取引について国内支店が「計算書」を発行しなければならないか否か

■ 事実関係

- **営業所（以下、「国内支店」）は**（以下、「外国本店」）の国内支店である
- 外国本店は国内顧客が運営する天然ガス発電所に対し、ガスタービン設備および部品の点検等のサービスを提供する契約（以下、「維持補修サービス」）を締結した後、国内支店を通じて維持補修サービスを提供しており、維持補修サービスに必要な初期予備品に関して国内顧客と予備品供給契約を締結し、直接予備品を供給（「争点取引」）している（国内支店は維持補修サービスに関して国内顧客に税金計算書を発行している）
- 国内顧客は輸入者として予備品輸入申告を行い、付加価値税を納付しており、税関長は該当国内顧客に輸入税金計算書を交付する
- 国内顧客は輸入した予備品に関して負担した付加価値税について、同輸入税金計算書に基づき買入税額控除を受けている
- 国内支店は維持補修サービス対価および予備品供給対価を国内支店の益金に算入し、予備品供給に関して国内顧客に計算書を発行する

回答

天然ガス発電所を運営する国内事業者に、「法人税法」第 94 条による国内事業場を通じて維持補修サービスを提供する外国法人が国内事業者と「維持補修サービスに必要な初期予備品」の供給契約を締結し、該当初期予備品を国内事業者に供給（以下、「争点取引」）する場合において、争点取引による対価が国内事業場に帰属する場合、該当外国法人の国内事業場は同法第 121 条により争点取引について計算書を発行しなければならないものである。

デロイト安進会計法人

Japanese Services Group (JSG)

私どもデロイト安進会計法人は、全世界的な組織である Deloitte Touche Tohmatsu LLC（以下、「DTT」又は「デロイト」）のメンバーファームとして DTT のノウハウとデータベースを共有し、他のメンバーファームとの協力体制の下で顧客のニーズにお応えする様々なサービスを提供しています。

なお、弊法人は DTT の日系企業向けの専門組織である JSG（Japanese Services Group）の一員として韓国に進出する日系企業に対して専門化したサービスを提供する、「デロイト安進会計法人 JSG」を有しています。

デロイト安進会計法人 JSG は、日本語によるコミュニケーションだけでなく、該当分野で豊かな経験と知識を持つ人材を中心に様々なサービスを提供しております。

JSG のサービス内容については、ウェブサイト（[韓国での日系企業向けサービス](#)）をご参照ください。

当ニュースレターについて、ご質問事項などがございました場合は次の担当者までご連絡ください。

担当者：徐正旭（Seo, Jung Wook） / TEL +82-2-6676-1871 / juseo@deloitte.com

李志殷（Lee, Ji Eun） / TEL +82-2-6138-6680 / JiEunLee1@deloitte.com

ニュースレターに掲載されている内容及び意見は、一般的な情報提供のみを目的とし、安進会計法人の公式的な意見を述べるものではありません。

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.

© 2025. For information, contact Deloitte Anjin LLC